

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

第2回松川町景観計画策定委員会

2 開催日時

令和2年2月26日(水) 18時30分から20時20分まで

3 開催場所

松川町役場2階協議会室

4 出席者氏名

策定委員21名 欠席3名 事務局3名

5 議題(公開又は非公開の別)

(1)松川町景観計画(草案)について(3班によるワークショップ形式)

(2)班からの発表

(3)計画全体の意見等

6 非公開の理由（会議を非公開とした場合）

7 傍聴人の数

0名

8 会議資料の名称

松川町景観計画（草案）

松川町景観計画（概要版）

9 審議の概要

(1) 松川町景観計画（草案）について

○ 1 班：（1P～21P）景観法と景観の概要、景観まちづくりの背景、松川町の景観特性

（委 員）

範囲が広いですが、景観に関してはこのグループでは各地区から代表が出ていますよね？私の場合大島地区ですけど、その要望を出すのか、その辺りまだはつきりわからないのですが。

（事務局）

とりえあえずこれに対して、今言われたページまでの間で一寸これおかしいんじゃないかというようなところを聞かせていただいて、用語みたいなものは計画全体のご意見等っていうのがあるのでそこで言っていて、それをまた次回反映させるという形でやります。

（班 長）

それでは始めます。もう少し付け加えたほうがいいのか足りないとかいうところが、お気づきになったことをお出しいただければと思います。

（委 員）

7 ページまでは基本的な問題なので、検討するって話ではないでしょう。

（委 員）

こういうものだって納得した感じです。長野県の計画は一応読みましたが、みんな同じようなこと書いてあって、そんなに変わったことはない。

（事務局）

前提条件ですので、それがそんなに違っていることはないと思います。

（委 員）

そもそもですが、私の考えですけど、景観っていうのは松川町だけで考えるとか地区だけで考えるとではなくて、近隣の市町村と山の風景とかいろんな市町村が関わってくることだと思います。

松川町だけこういう風にしましょうっていうと、行政区域を出たら同じ風景なのに違う風景を目指そうという地域があり、近隣の町村がどのような景観について今進めているのを資料として出して頂いて、それに近いような形で松川町の考えというところになるという風に。前回の会議の時に看板について伊那市の方から提案があつて、飯田下伊那の伊那谷にも統一した看板をしたらどうかっていう提案がありましたが、まさにそういう考え方で地域だけで考えるのではなくて、全体で考えていったほうがよいのではないかと思います。

（班 長）

この景観計画を見ていくと、松川町版っていうか、具体的なものはないですよね？

（事務局）

松川町版は今回初めてのこの計画になります。

（班 長）

もう少し踏み込んだ…これは県の計画でも出ているくらいだから。

（事務局）

そこから町がどうしていくかっていうところになるのですが、これは景観づくりの大枠なルール、方針といってもいいと思いますけど、その中で同じ地区ごとに大島区であればインターから出てきたところをこういう風景にしたいというのが地区で出てくると思うんですよね。例えばその地区で景観づくりの住民協定というのを結ぶことが出来ますので、地域で協力しながらやっていく。それを町の方でサポート、バックアップしてもらおうようになってくると思います。あまり具体的なものまではこの中では出てこないです。

(班 長)

それでは今おっしゃられたみたいなことについては、ここではなく今後進めていくということですか。

(事務局)

そうですね。先ほどの看板の話はこのあとの計画の中にもコラム的に載せています。そういったものはどんどん採用して、町の判断になりますが、近隣で一緒にやっていくということは当然そういうことだと思いますので。52 ページのところに統一看板の話は記載しております。

(委 員)

統一看板の三風の会ってというのは、下伊那もやりませんかという打診は今来ています。ただ三風の会というのは民間が立ち上げたものですから、民間のみなさんがとなるとまた変わってくると思います。あと 13 ページの神護原神社の写真が古いので変えてほしい。

(事務局)

写真の関係はいろいろ意見をいただいています、庁内でもいろいろ意見があるということなので、最終までには見直しをして、ここに入るのに相応しいものが入る予定になっております。こういったものを載せてほしいとか、載せるべきではないかという意見もいただきたいと思います。

(委 員)

写真にしてもその年の一番いい景観の写真載せてほしいというのは希望ですね。名子交差点からの城山でも、つつじが咲く春が一番いいと思いますけど、できればそういうものを載せてほしい。

(委 員)

うちの班の分担が 21 ページまでなのですが、ざっと見ていると 10 ページまでのところは松川の景観計画を作って、作ることでどういことをしていきたいことが書いてあると思うんです。だからこの景観計画を作ることによって、この①～③につなげていきたいことが書いてあって、それで、そもそも松川に住んでいる人たちがどうい景観が松川の特徴なんだとか、いいところだつていう風に地区ごとに話し合いを去年やって、11 ページからザーッと、大島だったら表の所に大切にしたい景観要素として書いてあるので、変な話だけど地区のみなさんがこういうところ大切にしたいよつていうのを、私らがそうじゃないつて言うわけにはいかないというところがあると思うので、あんまり言うところがないのかなと、ここまでは。それを踏まえて 22 ページではこの計画の区域では、松川町全体を区域にするよと。おそらくミソは 23 ページから守りたい景観とかいろんな地区の人が考えていることを踏まえて、基本的にこれから松川の景観どうしていきましようかねつてことが書いてあるから、肝はここだと思います。まあ私らの担当じゃない…それで地区ごとというよりかは、用途ごとというか、基本的に景観をこういう風にしていったらいいねつてことが書いてある。30 ページから先はそういった景観を守つたり育てていくためには、決まりを作つたほうがいいよねつてことが書いてあると思いますよ。なので、21 ページまでの間にどうい意見を言えばいいかよくわからなくなつてきたけども。

(委 員)

これ全体的に一カ所一カ所つて絞つていますよね、写真見ると。私たちは小さいときから河岸段丘つていう、おそらく松川が一番段が多いですよ。5 段くらいあるんですよ。ほかの地域には見られない。全体像つていうのはあまり入っていないので、そういったものも松川の特徴なのかな、西側ですけど。一番下は前河原、新井の地区、名子の地区、大島、その上に西山、開拓地ですよ。おそらく高森が入つても 3 段くらいしかないので。一番そういうのがメインではないかな、全体的には感じます。

(委 員)

そういう全体的な特徴というのを、特性で書いたほうが分かりやすい。地区ごとにバラバラではなくて。

(委 員)

わたしらも知らないところだはいふあります。

(委 員)

今言ったみたいに竜西だったら、段丘の景観というのが特徴的だし。僕が思うのは、上伊那の方からだんだん農道沿いを車で走ってくると、飯島までは田んぼが多いですけど、松川に入った途端にリング畑っていうかね、果物の畑がパーッと広がってくるというのは松川の特徴だなと思います。

(委 員)

もし入れるとすれば段丘やなんかは、松川町の景観の特性というところに追加して、河岸段丘のはっきりした地形とか入れるとしたらここくらいです。

(委 員)

細かく見ると地区ごとに入っているのだと思いますが、全体的に主な特徴みたいな。

(班 長)

地区ごとにワークショップをした…全体でしたってことはありませんでした。

(委 員)

ある程度特性として捉えておけば…松川“町”だものね。西側の段丘ははっきりしているから。ハーフマラソン走るといやだなって…登ったり下ったり登ったり。

(事務局)

いきなり地区から入ってしまったので各論の話しになりましたが、その前に全体的な話で、地形的な特徴として松川は5段あると。隣の高森は3段でという、周囲を含めた形での地形的な特徴は入れておく必要はあるかもしれないですね。もう少し広い範囲であって、地形的な特徴とそれから景観形成しているところで大事なのは、歴史もあると思っているんです。だからそういうものも含めて整理して。あと周りのところと県の計画の中で、高森は県の景観計画の中で、あるいは屋外広告物にこんな規制かかっているけど、こちらはまだないとか、そういうものも整理するように致します。個々はそれぞれ見ていただいて、全体的な話、5段の話は大事だと思っているので。良い悪いではなくて、高森は3段で松川は5段と、周りも入れておく配慮も必要かもしれないので。整理しておくように次回までの課題として対応させていただきます。景観作っている上で歴史っていうのもあると思うので、そこら辺ももしあれば。とにかくワークショップですから、言いつばなしで結構ですので、いちいち非難するというのはありませんので。去年のワークショップが最終的にはこんなイメージになっているんですけど、ほかにもこんなものがあるとか挙げていただき、無形文化財の獅子とか、あれもひとつの景観構成する要素かなと思っているので、そういうものもどんどん出して頂いて、この中に入れまします。そうすると少しずつ高森の計画とは違うものになっていくかなと。前段の部分はどこでもほぼ同じですよ。これに対してどうかっていうのがまず全体の話であって、それで個々の話である、このような概念の中で見て頂ければなと思います。基本的にこういった景観をどうするの、いい景観は守っていく、悪い景観は少しずつ変えていく、そのようなことがこの次から書いてあるので。ほんとうに21ページまでで私たちは何をやればいいのか、一応整理したものがあるので、あとで他のほうもいろいろ意見言うところもあると思いますので。まずは自分たちの与えられたものについて少し意見いただければいいのかなと思います。先ほどの話しは非常に重要なので整理しておくように致します。おそらく伊那谷の方は上のほうからいったら河岸段丘でいくつか形態があって、高低差もか

なり違った、伊那谷の景観とはいえどもおそらくそういうのがあるんだなと、そこら辺も浮き彫りにしておくように致します。次までの課題にさせてください。

(委 員)

細かいところですが、段丘に関して昔は河岸段丘と言われましたが、新井地区から天竜川辺りが河岸段丘で、名子から上の部分に関しては地面が隆起してああいう形になったというお話もありますので、文言で書くときに河岸段丘が5段あるという表現をされると、それは間違いですよと指摘される可能性がありますので、表現としては「段丘」という表現の方がいいですね。

(委 員)

どこから隆起しているのですか？

(委 員)

南アルプスはフィリピンプレートが海の底を押し上げてねじり上がって、あの南アルプスが出来ています。大鹿のところで塩が出るっていう。海の底を持ち上げてねじりながら、この辺りも押されたものでだんだんしわ寄せじゃないですけど、盛り上がっていったところが名子といわれるところだと…河岸段丘というのは新井の辺りまで。名子の辺りは隆起の辺りじゃないかって話しもありです。高森の辺りとか伊那谷の断層とか全部調べて。

(事務局)

おそらく断層もいくつか走っていたりして、それも景観形成するひとつのあれもあるので、断層は調べればすぐわかるので。載せるか載せないかは別にして。河岸段丘は気を付けて書きます。

(委 員)

竜西だと段丘で、竜東だと何というのか、こっちばかりではないので。

(委 員)

たぶん岩盤の地質だと思うので、そんなに川で削られたってことはないかな…

(委 員)

竜東のほうは割と削られにくい地質なんじゃないの？天竜川から幅が狭い。同じ年数川は走っているから。

(委 員)

ローム層という粘土質の層が2mくらいどの段もあって、そこから下が石が混じったような層になっているのが西側の特性で、生田のほうへ行くと特殊な硬い層が。

(委 員)

15 ページに伊那大島駅の桜とありますが、切ってしまったと思うのでこれを無くしてください。

(事務局)

はい。おそらくかつてはあって良かったのだけど、という話しから載っているのだと思います。

(委 員)

歴史で松川の特徴だなど思うのは、神社。七椏、神護原、大島だとか。神社は境内がすごくきれいに地区で掃除してあります。

(委 員)

ずっと住んでいるのでそんなものだとばかり思っていた…

(委 員)

聞くと自治会の組合ごとに、七椏神社は毎日掃除してる。

(委 員)

奉仕団がまめに掃除をやってくれているようです。

(委 員)

神護原も毎週掃除する。

(委 員)

各地域の写真がありますが、それぞれに南アルプス・中央アルプスの眺望というがあるので、各地区から同じ方向を見た山の写真を入れて、同じ山でも見え方が段によって違うというような比較ができるような写真があると、それが特徴になってくるのかなと。

(委 員)

それは山だけではなくて、例えば部奈から竜西のほうを見ると段が良く見える。逆から見ると部奈の平が良く見える。アルプスだけではなくて、各所から見える特徴も特性だと思います。

(事務局)

写真の使い方が難しいです。

(委 員)

別ページの方が良いでは？

(事務局)

ビューポイントは 54 ページに挙げてあります。

(委 員)

これは飯島の方の風景なので、ここだと見えない。

(委 員)

アルプスを撮るのなら松川ではなくて飯島の方が良い。

(委 員)

アルプスビューファームの先が展望台として開けていて、全部段丘が見える。

(委 員)

21 ページの地図だと展望公園と書いてあるところ。写真を変えるのならここへ行って雪山を。

(委 員)

西側の段丘はそこへいくときれいに見える。54 ページのは南アルプスはきれいに見えるけれど、飯島の風景で松川の風景ではない。松川の景観を撮るのだったら、そっちのほうが。観陽丘も夕日が赤くなって沈むところを、山をそれなりに入れて写真に撮ってほしい。

(委 員)

片桐宿の間屋さん、片桐から上大島って昔の松がすごいです。屋号のあるところはすごいです。それもひとつも景観の特徴だと思います。高森に行くとそんな立派な松は少ない気がします。桜もきれいですけど、松も好きです。

(委 員)

18 ページの嶺岳寺はこれだけではなんの意味もないと思う。墓の中には小さい仏像が山のようにあります。あとは彼岸花。赤・白・黄色まであるかな…それがないのでこれではさみしい。

(委 員)

円満坊の桜もこれではなくて、2 本の大きい桜の方がきれいだよね。

(委 員)

あれは 300 年か 400 年…

(委 員)

これは円満坊の上の桜なので、下の 2 本の大木のほうが。円満坊を入れるのならこれになってしまうけど。

(委 員)

写真の再考、同じ場所でも撮り方とか時期とかね。

(事務局)

一番議論したのは町全体の特徴。各地区だけでなく、一番先に町全体の特徴というのが必要ではないかと。あと神社の清掃で景観を守っていくというのが大事な要素ではないかと。あと写真ですね。

(事務局)

あと近隣との関係といますか状況といますか、その辺も付け加えるべきものかと思います。

(事務局)

あと松とかお地蔵さんとか、街道だったというのが、歴史的な要素が弱いかなというのがあるので、仏像が集中的にあったり、街道沿いには立派な松がある、あれは街道があったからだと思うんで、街道の歴史的な街並みが風情として残っているのを、入れていったほうがいいのかと。

(委 員)

上県道沿いには、双屋根のすごい立派な家が多い。あれも歴史です。

(委 員)

本物は昭和の頃に流行りましたから。だから築 40 年くらいのお宅が多いのではないですか？

(委 員)

明治とか大正とかではないのですか？

(委 員)

そういうお宅も残ってるかな…？だいぶ新築されましたから。

(委 員)

もともと宿場ですよ。

(委 員)

もともと国道のところがメインの街道だったんですけど、川でどんどん寸断されてしまうので、飯田の方で上の段に街道を移すということで、古町の方が強制的にあそこに移動させたんです。まとめ役の庄屋さんののが問屋さんという名前で、西側の街道をまとめるのが西問屋さんで、東側が東問屋という屋号で、問屋という屋号の方が昔の街道のまとめ役だったというお話を。上片桐の宿場のほうが、あの辺りの方が強制的に上片桐の県道沿いに移住させられたらしいです。片桐松川で川が止められてしまうので、最後宿場町になるということですけども。昔は橋がなかったんで、水量が多くなると宿場で足止め。逆に飯田から上伊那に行くときは大島の宿場町で泊まるということで、それぞれに宿場がある。江戸時代からですよ。松もたぶん江戸時代の。

○2班：(22P～47P) 景観計画の区域、良好な景観の保全と育成に関する方針、
行為の制限に関する事項

(班 長)

まず最初に 22 ページですが、こちらの方は町を全部景観計画に入れているというお話でございます。考え方としては山の上なんか関係ないというような考え方もあります。その辺について松川町さんとしては全域景観計画にしたいというお考えということで出していただいていると思います。この辺について何かご意見ございますか？よろしいですかね。ではそこはよろしいということで。次 5 番、23 ページのほうは、「良好な景観の保全と育成に関する方針」ということで、町の考え方をいただいている、将来像の関係、あと景観保全と育成の基本方針。景観育成というのは極めて大事なものになりますので、その町の考え方というもので出ているというものでございます。将来像の基本理念というのはどこから出ているのですか？

(事務局)

これは町の総合計画が基本になっていまして、総合計画が改訂の時にありまして、上位計画が変わるとおのずと変わってくるというものですから、総合計画に即した計画になります。

(班 長)

では一番の計画のところにこういう考え方が示されていると。それを持ってきているということではよろしいですか？

(事務局)

はい。

(班 長)

それから次の「景観保全と育成の基本方針」というところですが、4 項目ほど景観づくりの理念を掲げていただいておりますが、お読みいただいて何かご意見等ございますでしょうか？私は見せていただいた中で、“まち”という言葉がひらがなと漢字がありますよね、その辺の使い分けを全体でどのようにお考えかなというのはあったのですが。イメージとしてはどういう風に分けられていますか？

(事務局)

総合計画の基本の理念の 3 本柱の中で「ちょうどいいまち」という、そのところの上位の文言が“まち”とひらがなになっている。それで“まち”という使い分けになっているのかなとは思っています。

(事務局)

補足させていただきますと、例えばまちづくりとか取り組みを指すようなときにはひらがなの“まち”づくりということを使っていきたいということ、漢字の“町”というのは場所とか地域を指すような表現をしたいときは漢字の“町”ということで使い分けをしたいということで考えて提案しています。

(班 長)

その辺についてご意見等ございますでしょうか。特によろしいですかね？私は少し漢字の“町”行政を指しているのかなと思ったのですが、地域も？

(事務局)

場所を指すというか。

(班 長)

場所を指している、松川町を指しているときは。

(事務局)

そういうときには漢字で使い分けたい。

(班 長)

はい、わかりました。あとは「住民」という言葉と「町民」という言葉がありますが。

(事務局)

これにつきましては、たぶん今回まだ改訂版の前ですので、ものを持ってきていますので、統一になってくるかと思いますので、それが変わってくればここが「住民」が「町民」になるのかそういうようなスタンスも変わってくると思います。

(班 長)

最終的にはどうされるのですか？統一していくのですか。それとも…

(事務局)

統一できる部分と、できない部分があります。「町民」と「住民」との使い分けというのは実はありまして、そんな形の中で、たぶん何かのあれで統一になってくるのかとは思います。そこはまちづくり政策課との協議が必要になってくるかと思います。

(班 長)

ではこの辺は全て町として今までの文書の中の使い分けでやってきたと。ではそれに今後も従うということですか？

(事務局)

そうです。上位計画、総合計画に従ってやっていきたいと思います。

(班 長)

そういうお話ですが、よろしいでしょうか。続いて 5-3 の地域区分ということで、5 つの地域に今回町を分けるという形で、24 ページは全部合わさった図面、それから 5-4 以下でそれぞれの地域ごとの画とそれぞれの考え方、そういったものを記載しているようです。こちらをみなさん見られた中でご意見等ございますでしょうか？

(委 員)

25 ページの山地高原、「自然公園法などの適切な運用に努めます」というのは具体的に？

(事務局)

24 ページを見ていただきまして、両側の山で斜めの斜線でくくった区域を示してあるのですが、県立公園の区域を指しておりまして、そこについてはこの区域の公園の規定に準じていきたいということ言っています。

(班 長)

具体的には県の条例を指しているのですか？

(事務局)

県立公園ですと県条例ですね。

(班 長)

その適切な運用に努めるという。

(事務局)

意図はそうですね。

(班 長)

ちなみに町として適切な運用というのはどういうことを指されるのですか？

(委 員)

生東区に関しては、この中に踏み込む人達は、工事する人とか猟友会くらいしかいないのではないですか？

(事務局)

地主さんとか工事の人とか限られてきますけども、一応松川町全体の土地を景観計画の範囲として定めています。その中で指定を受けている部分について明示をさせていただきたいので、天竜川水系の小渋川と中央アルプス関係もあるもので、そちらの方含めて県立公園になっていますので、このように示させていただいております。

(委 員)

以前、町民懇談会の時に来たのですが、水道を民営化するっていう話が出たじゃないですか。

(事務局)

全国各地ということですね？

(委 員)

ええ。その前にそれこそ中国資本が入ってきて、その土地を買い占めちゃうんじゃないかっていわれて心配だと思うので、そうした水源の保全みたいなものは、景観とはちょっと違いますか？

(事務局)

そうですね、景観計画がどこまでかけられるかというのもあるのですが、水源の保全については環境計画の中でも入っていますし、当然町の総合計画の中にも水源のことが書いてありますし、あと環境計画のほうでも入ってきていますので。あと水道計画、町の計画がありますけども、そちらのほうでも入ってきていますので、そちらのほうは水道法に基づいて計画はやりますので。景観のほうではあえて水源ところをかけられるか、個別のところまで入っていけるかなというのはちょっと疑問なところはありますけども。大きな枠の中で松川町全体の景観としてということで示させていただいています。

(班 長)

よろしいですか。他にございますでしょうか？

(委 員)

28 ページの市街地区域、景観保全と育成の基本方針の「商業施設、商店街における統一サインの推進」ということですが、統一サインを推進するにあたって、もし推進するとすれば、商工会さんとかが音頭をとるのかもしれませんが、財政的な支援というのはあるのでしょうか？

(事務局)

これは第1回のときの一番最後のページに紹介させていただいたかと思いますが、伊那市で民間の法人で三風の会というのがありまして、伊那市から飯田市までの間で一緒に同じ看板で統一していこうという機運がありまして、その関係でやはり看板も、今点在として看板がたっている部分が松川は少なくなってきましたけども、統一出来ていければいいのかなという。

(委 員)

そのものっていうのは、どこに何があるとかそういうことですか？

(班 長)

三風の会がやっているのは、とりあえず案内看板ですとか、商業看板でも要らない看板の撤去というような活動をされているようです。

(委 員)

では、例えばあらいの商店街なんかで統一してそれぞれの商店を紹介する看板を、というわけではないですね。

(事務局)

考え方だと思います。商店の前に統一的な看板で、乱雑ではなく統一的に置いていくのか、それとも一区画ごとで矢印でなのか、考え方ではないかと思います。

(班 長)

三風の会を例に出されましたけども、三風の会が全てではないなと。あれはなぜみんな良い良いつて言っているかという、民間が主導で自主的にそういう屋外広告のサインを統一化して、景観を向上させましょうという理念でみんな賛同されている。だからそれについて三風の会は 100%それを必ず取り入れなければいけないって決まっている話ではないはずです。それは町ですとか住民のみなさまがどういう風にお考えになるかっていうところの中で考えていかなければいけない。実は私ども県のほうで、高森や飯田市で住民景観協定をやっています。昨年の暮れに懇談会をしたときに、三風の会の活動についてご意見を聞きました。来ていただいた人の中から賛否両論でした。あれはいいよっていう人もいれば、中にはあんなのとんでもないという、全然案内の看板の役に立っていないって言い方をされた方も。要は小さすぎて見えないから、あんな役に立たないものどうしてでやるのかというご意見もあった。その辺については、やはり住民の方々がどう考えていくかそこが一番大事だと思います。ただ、無法図に個人や企業に任せていればとんでもない景観にしかならないので、その辺についてある程度地区で考え方をまとめなければいけない。現実には飯田市さんについては川路とかそういうところで統一看板やっています。当然三風の会とは違います。じゃあ三風の会のものをいまさら飯田市で取り入れるのって聞くと、飯田市さんのほうではちょっと無理だと。もうすでに先行しているものがあり、そんな看板はいまさら入れられないよってことを言われます。だから三風の会ありきではないと。要はその中で住民の方々が看板をどう考えるかってそういうところの中で、三風の会の理念のような形で運動ができれば一番よろしいかということかだと思います。

(委 員)

私この景観計画の委員に選ばれたときに、やっぱり看板というのはかなり主観的なものが多いですよ。ご自分のお金でご自分の看板を作るのになぜ規制されなければいけないかって言われる方がたぶんいらっしゃると思います。そこをうまくみなさんの意見を引き出していってここにいくっていうのが良いし、逆に言うと同じような看板を作ったときに、ぽっと違う看板を作ればそれは目立つわけ。だからそこってほんとすごく難しいことで、どういう風にどういう方向に向かってというのがすごく難しいのかなと思います。

(事務局)

これについては、いずれにしても看板というのは、なんでも統一すればいいっていう、課長も言ってくれましたけども、いろいろな方法があると思うので、そこにつきましては色とか制限はありますが、その範疇の中でお店の特性を生かした看板も必要になってくる部分もありますので、色の限度の中でどういうものにしていくかという。あくまでもこの計画は規制も大事かもしれませんが、やはり町の景観を自分たちでどうやって守っていくか、今のいい松川町をどういう風に後世に残していけるかという初段階ですので、その辺がどういう風にといいものもあります。

(委 員)

例えば昔の昭和のまちっていうのがよくあるじゃないですか。こういう風に決めようって言って商店街の人たちや住民の方々が、こうっていうのはそういう感じの色彩にするのはあるんだけど、そういったものがないところである程度こういう方向に持っていくのは難しいというか、大変だなと、主観ですみません。

(事務局)

ありがとうございます。今後あらいの商店街の中で、どうしても昭和レトロを目指していきたいといえば、そういうのもひとつの方向性としてはありなのかなというのは私も思いますし、大正をイメージしたとか、明治の文明開化をイメージしたとか、結構日本全国各地考えられている町並みがありますよね。そこは地域の人たちがどういう風に考えていくかというのが重要かと思います。

(班 長)

財政的支援の話は。

(事務局)

基本的にはまだちょっとそこまでは。今後の検討課題です。

(委 員)

商店街がひとつの同じようなもの、看板をつくっていく、ひとつの商店街のまとまりとしてアピールできるわけで、例えば、商店街全部同じデザインできれいに見えるわけです。だから建物自体をすべて変えるなんてことは無理にしろ、なにかひとつ統一というのができる要素が例えばあらい商店街にはそういうことができることがあるように思う。一緒にはできないということですけど、長い間にそういうことをやっていこうとなればいいのですが。

(班 長)

一番はそこの商店街の方々が自分たちの町をどういう風に考えていくか、そういうことを一番この計画できた後に景観ということを意識いただいて、自分たちでお考えいただいて、より自分たちの商店街が発展するように、要はブランド化できるようなそういうことをお考えいただくきっかけになってもらえば一番いいかなという風に思いますけども。

(委 員)

看板から一步進めて建物ですけど、「建築物のデザインや色彩など一体的な景観形成の誘導」について、今、上片桐の上県道の脇とかって歴史あるお家もあって、上片桐だけじゃなくて上県道沿いで何ヶ所かそういうところがあって、例えばそういうところは代替わりをして、家のほうが傷んできたから若い世代が建替えるとなって、ディズニーランドみたいな家とかね、そういう発想ができたときにどうするのかと。今すごく気に入っているのが 153 号線ずっと行って、小野という所があります。古いおうちが結構残っていて、新しく建替えたのだらうなっていうお家もみんな雰囲気が合わせてあるのですね。

(班 長)

そういったものの例えば古い宿場町を残すっていう発想をしたときに、やり方としてはまず、景観法に基づく景観協定というのがあります。要は住民の皆さんが合意して協定を結ぶと。それを住んでいる人たちが守っていきましょと。それを破ったときは民事訴訟やなんかで対応していくと、そういうやり方がひとつあります。もうひとつは町のほうで都市計画に基づく地区計画というのをたてます。または建築基準法に基づく建築協定、そういうもので実際に規制してしまう。そういうやり方があります。今回のやつでも、景観法に基づく行政団体になられたら地区計画をたてて、都市計画法上例えばここは高さこのくらいにします、建築の形態はこうします、ということをエリアを区切って指定することができます。それをやるとそれに合ってるかどうかっていうのが、建築確認申請の時の審査時項目になります。合ってなければ確認になりません。そういう強制力を持たせる方法もあります。それは当然住んでいる方の経済的な利益に直結しますので、それは勝手にやるっていうわけにはいかないので、当然地元の方に十分説明して納得いただいてから指定をしていかなければならない話ですけども、やり方としてはそういう方法があります。そうすれば、それを指定してしまえばそれを守っていくということは可能です。

(事務局)

今課長の方から説明がありましたけども、この計画の中で 48 ページの中で、重要建築物とかそういうことにあてはまるものがあるかどうかというのがありますけど、景観条例の規則で建屋をどういう風に制限をしていくかっていう文言になっております。そういう形の中で景観条例の規則で建屋の高さの制限があったり色の制限があったりとか、建屋の制限や決まりごとが出てくるのかなと、今そういう形で私のほうでは規則のほう仮に作っていますが、そういう項目はあります。ただこれについては景観の計画をみなさんで考えていただいて、そのあと町民のみなさんにパブリックコメントを行い、その中で規則とか条例とかは議決事項でございますので、その辺についても各町民のみなさんに当然条例ができる前に、なかなか説明はできないですけども、条例制定した後にこういう条例ができましたという広報は当然させていただきます。この景観計画に基づいて条例や規則を作ってしまうというのが基本的スタンスになると思います。

(班 長)

よろしいですか。ほかにございますか？では 26 ページの細かい話なんですけど、8 行目のところで、「構造物などは」となっていますが、前のページの山地・高原のところは「建築物や構造物など」と併記されていますが、26 ページの構造物というのは建築物も入っているという意味ですか？

(事務局)

これは入っていますね。

(班 長)

隣り合っては別物のように捉えてしまうので、その辺はお考えいただければと思います。あと図の方ですが、沿道のところは抜けるのですか？どちらが正しいですか？

(事務局)

これどちらが正しいのですかね？みなさんに見やすい方がよいかとは思っています。

(班 長)

例えば市街化区域の中に、これ実は工業団地も入っていますよね？本来は抜いていかなければおかしいですよ。あと沿道が重なっていますよね。外すなら外さないといけない。というのがひとつあります。

(事務局)

この部分は再検証して修正します。

(班 長)

あと、市街地地域に沿道を新たに引き込んでいるのですよね。いま県でやっているものには沿道で指定されていないところが新たに沿道で指定されています。後のほうで出てくる規制のほうやなんかいくと後退しなさいとかっていうものがあるんですけど、市街地地域は本来家屋が連坦していると思うのです。下がることのできるのですかっていう、その辺の検討はされていますか。要はできないことをあえてここで指定して、今後やっていってもらってというのが町の姿勢なのか、それともいままで市街地地域でやっていたものをそのまま継続でいこうという考え方をするのか、その辺はどうお考えなのかなと。

(事務局)

一応都市計画法に基づく都市計画の区分けについて、用途地域として町として指定して、新井の町の辺りから名子の辺りとか市街化区域に入ってくるのですけども、用途地域を変更するというのは今の現時点だと困難ですので、いまの現状の用途地域は活かしていきたいなとは思っています。

(班 長)

だから逆にすでに今まで県の計画のときに沿道でやってきたところはそのままでいいのかもしれないけど、新たに町道やなんかで沿道として指定される部分、そこについて規制が強化される地域についてはちょっと配慮していただいたほうがいいのかなと私は思うのですが、いかがですか？

(事務局)

両方になるとダブルになるということですね。

(班 長)

だから地域としてはどっちか片方です。沿道地域になるか市街化地域になるかどっちか。規制のほう後で見いくとわかるのですが、沿道のほうはできるだけ後退しなさいと。5m後退しなさいって文言が出てくるわけです。で、市街地の方は連坦していても良い形になる。そうするといきなり 5m 下がる指導がでてきてしまう。どうするのっていうところがあると思いますよね。

(事務局)

28 ページの市街地地域のところと 29 ページの沿道地域のところは入っているので、ちょっとそこは検討させてもらいたいと思います。

(班 長)

そうですね、お願いいたします。

(事務局)

基本的に用途地域が入っているところはそちらのほうを優先します。

(班 長)

優先という形で、沿道の一部を削ってしまったほうが、いいのかなとは思いますが。

(事務局)

わかりました。そのように対応させていただきたいと思います。

(班 長)

6 の「行為の制限に関する事項」ということで、実際に届け出行為をやるときのフローになっています。60 日というのは前回私の方でお話しましたが、景観法 30 日ですよということで、高森町の景観計画をつくるときに最初これと同じような記載だったので、ただそれは法律に合わないというお話の中で、じゃあ高森町はどうするのと言ったら、高森町さんは事前協議っていう、土地利用の届出等は独自に行なわれてまして、それを 60 日前に出してください、そういう位置付けで、景観法の届出自体は 30 日という形で整理されたようです。その辺松川町さんが 60 日にこだわるかこだわらないかその辺を。

(事務局)

これも訂正をさせていただきたいのですけども、60 日をだしてきた根拠としては、町の土地利用の開発行為の届出というものがあまして、これが 60 日前に提出してくださいという仕組みになっています。それを混在して書いてしまいましたので、基本的には 30 日以内というのが法律に準じたものになりまして、届け出を出していただくものは町の開発行為と合わせて 60 日前という形に揃えさせていただければとご提案させていただきます。

(班 長)

そうすると、フロー図の中に土地利用の届出っていう文言で入れて、それで 60 日というそういう記載にするということですかね。わかりました。ほかになにかございますか？よろしいですか。では次 31 ページ届け出の対象の規模について書かれているものでございます。なにかこの辺で届け出の基準について厳しすぎるのか、易しすぎるのか、その辺のご意見どうですか？ちなみに県の場合は、一般地域というと今まで松川町は造成やなんか 3,000 平米で届け出の基準でした。今回松川町は 500

平米とされているので、その辺強化されたというような形になるかと。

(事務局)

これは町の開発行為の届出対象がこういう規模になっていましたので、それに合わせた形のご提案で入れております。これが厳しいのかどうかっていうのはご意見いただければと思います。

(委員)

他の市町村さんとかはどうですか？

(班 長)

たぶんほかのところもけっこう 500 とかってなっているところが多いです。

(事務局)

私も他の町村見させていただきましたが、平米数とすると意外と小さくて、それで規制されているところが多くて、逆にびっくりしたのですけども。

(班 長)

県でも重点といわれている地域がありますが、そこへ行くと極端な話、住宅を造ってもみんな届け出の対象になります。8mの電柱 1 本作るのに全部届けるということで。はっきり言って事務の量が凄まじいです。

(事務局)

面積と高さは、検討させていただきます。

(班 長)

500 平米造成って下手すると、農地を潰して広めの家一軒造ると 500 くらい超えちゃう可能性があります。それでもみんな届け出対象にするのかっていうところですよ。

(委員)

5 畝でというのはちょっと厳しいのかな。

(班 長)

結局最終的に町としては事務量が増えるという話があります。ただ事務量は増えても、景観を守るためにこれは必要だっていうのはやらなくてはいけない。だからその辺の兼ね合いだと思います。だからみなさんのほうで景観を守っていくにあたって 500 平米っていう届け出基準というのが、どうなのか。場合によってはみなさんのほうで何かやるときに届け出対象になってしまう。その辺をどう考えるか。

(委員)

だけれども届け出して、景観に合わなければ受理されないってことになるってことですよ。

(班 長)

受理はされないことはないです。書類が整っていれば受理せざるを得ないです。

(委員)

じゃああんまり意味がない。

(班 長)

届け出を受けて、基準に合っていないよという指導をします。ただ、いま町のほうで作られているのは、すごく基準が曖昧です。その曖昧なものに基づいて勧告とか変更命令まではたぶん難しいと思います。全国で景観法に基づく変更命令というのはほとんどないです。せいぜい勧告が全国で 3 年間で 40 か 50 くらいのレベルです。要は最終的には行政処分になるので、行政処分に不服を言われたときに、最終的に裁判か何かになるのです。裁判に勝てないことをやるのかどうか。勧告まで考えてやるのなら逆に、きちぎちの基準にしないと厳しいというのは現状です。

(委 員)

例えば建物建てる時に設計士さんが、この町が景観法、景観的にこうなっているということを配慮してもらえれば、平米数云々ではなくても。

(班 長)

指導基準があるので、当然そういうのは、これがあるということを考えながら、設計はしなければ。違反してやろうというのはほんと極僅かです。だいたい指導基準があればそれをできるだけつつってやりたい、どうしてもできない部分について譲れないというのはあるかもしれないですが。基本的にはみなさん順守するという前提でやっていきます。私は以前、重点のほうで住宅をやっていたことがあります、重点のほうだと、屋根は勾配屋根にきなさいと。本来は山型を想定していたんです。最近太陽光出てきたじゃないですか。南側片曲がりになってきたんです。結局片曲がりの勾配屋根でしょ、だから仕方ないという風になってしまった。要は山型の屋根じゃなきゃいけないよと指定されれば、それしかできなくなる。その辺どこまで行政不服審査に耐えるには、よほどきっちりした基準でないと耐えられない。けばけばしい色にしないようにしましょうと言われると、けばけばしいがみんな違うのです。判断が違うので極めて難しい。けばけばしい色にしないでくださいと指導はできても、結局それで最終的に勧告まで持つていけるかっていうとなかなか難しい。指導されたことに対して、じゃあちょっと変えるかっていうような配慮をしていただくことは多々ありますけども。その辺ですよ。

(委 員)

そこが景観条例とかで最終的に白黒つけられないにしろ、さっき言った住民と町民の違いで言えば近所の町のことでそういう意識があり条例があることで、家を建てる人のことを考えながら任せていくってことまででしかできないってことですよ。

(班 長)

だから今回は町全体の話で来ていますので、集落とかそういう地域でより細かい、先ほど言った宿場町なんかのところで、宿場の景観を守りたいという同意があれば、景観協定という住民のみなさん達がもっと細かい基準をやって、必ず入口はこういうものを付けましょうとか、そういうような形態で協定を結んでやるという、それを自分たちで守りましょうという考え方がいえると思います。

(委 員)

そこに住んでいる住民が人たちがやる分には、家の壁全部真っ赤でも、その地区がそういう風になるのは別に構わないじゃないですか。

(班 長)

そうです。お住いの方が、うちの地区はこういう風にしたいんだっていう。例えば赤がけばけばしいって言いましたが、昔だったら弁柄色でやっているところもあるわけですよ。昔の神社とか、お寺さんは真っ赤じゃないですか。じゃあそれが絶対景観に馴染まないかっていうことです。それはその地域の特性なので。自然に近いようなこげ茶がいいとか、そういう話では景観はないと思います。だからそれは、地域で住民協定でもっていくのであれば、それはいけないことはないと思う。当然その地域で歴史的な経緯もあるから、それを踏まえてこういう風にしたいと言われたときにそれを否定することは誰もできないと思います。

(事務局)

松川町として初めて景観計画、景観条例を立てて地域の中の景観をみんなで考えていこうという中、総合計画ではこの計画も一部見直しをこれからも繰り返していきます。そのときに松川町に見合った計画をこういう風に少しずつ良い方向へ回転させていきたいと考えています。今回はほんと

の基礎を作っていただくという大変な作業ですが、みんなで町を守って景観を残していこうという計画を作っていきたいので、町が規制すればなんでも OK かというところではないと思います。できれば私どもは規制というよりも、みんなで守っていこうと。それでいいものを伸ばしていこうというのを目指していきたいという計画でありますので、そのようにお願いできればと。

(委 員)

難しいなと思うのは、例えば農業とか施設の販売されているものとか、しょうがないように思いますが。前、上片桐で懇談会の時に太陽光発電施設の話が出たときに、ちょっとけばけばしいとかどうだとかそういうのが…あれの色を地域に合わせるとか、そういうものに関しては目的は目的として理解してくれなければいけないかもしれないですね。

(班 長)

例えば今太陽光の話が出ましたが、太陽光って、結局パネルの色って黒とか限られてくるんです。そうするとできるかぎり植栽で隠すとかそういう発想なんです。

(事務局)

いま話の中で、もうすでに 40 ページから 48 ページのこともお話にいつているので、46 ページの色彩の基準とか 45 ページの高さの制限とかそういうことを話し合ってください、こちら辺の検討ももう一回確認させてもらう形のほうがいいのかなあと思っておりますので。

(班 長)

今お話のありましたように、全体的な地域の指定の関係と実際の規制の関係、その辺については規制は基本的にはできるだけ緩めでやって、細かいところは住民の方々の中で協定なり、そういった形で地域の景観は守っていただきたいというようなご意向で。町全体としてはできるだけ、割とゆったりした規制でやっていきたいと。中身については地域指定と合わせて、実情に合わすということではないですかね？

(事務局)

はい。

(班 長)

基本的には実情に合わせて、変に強化をしないという方向でいきたいというお話でいいかと思いますが、そのような形で再度見直していただくということで。私見た中で文言とか気になるころがあったので、またそれはお願いをしたいと思います。あと 31 ページ下の届出対象行為の除外の中の「国、地方公共団体が行う行為」とあるのですが、これは届け出が不要ってことですか？それとも通知も不要ってことですか？

(事務局)

届け出は要らないですけども、通知はいただきます。

(班 長)

という考え方でよろしいですね？はい。で、先ほど農業施設の話がありましたが、基本的には農林漁業を営むための行為というのは除かれているんですけど、「土地の開墾、竹木の伐採、土石の堆積、水面の埋立て等」と書いてありますが、農業用施設はどこに入ります？入りませんか？

(事務局)

農業用施設の場合は、ちょっと難しいところで、農地法との関係もあるのかなあと思ひまして…

(班 長)

大規模ハウスを作るというのは景観法の届出の対象にしますか、しませんか？

(事務局)

それはみなさんのお知恵をいただけたらうれしいなというのが実情です。

(班 長)

どう思います？みなさん。

(委 員)

開発行為に伐採はありますけども、逆に植えることによって迷惑というのは？自分の土地だからといって、生田あがっていく県道の脇にヒノキの苗をダーッと植えた方がいます。それは今は小さくても、何十年後に大きくなって…そこはすごく道路が凍るところなんです。

(事務局)

その地主さんの考えによるものですから、なかなかこれは景観として規制ができるかという…

(班 長)

それは景観で規制するよりも、道路管理者としてどう考えていくかって話ですね。凍結って話であれば道路管理者としてそこを凍結しないようにしたいっていう話で、地主さんのほうへ大きくなったら切らせてくださいっていう交渉に行けばいい、そういう話だと思います。

(事務局)

私ども、間引いてもらうとか光が入るようにしてもらうとか、そういうお願いをしに行っています。道路管理もありますので。一応そういう風な対応をしていきたいと思っています。別の方面から。

(委 員)

建設課へ行けばいいんですかね？

(事務局)

はい。

(班 長)

景観は結局見た目の話しになるのです。凍結する云々というのは見た目とは離れてきてしまうので、そうすると凍結とはそういうものに対する対応というのは、他のそれぞれの所管する法律に基づいて進めて解決していただくしかない。一時期ありましたが、太陽光の発電も景観法でなんとか全部食い止めようっていう発想する人がいたんです。太陽光発電を止めてほしい理由は何か？「土砂崩れになるから止めてほしい」。景観法で土砂崩れは規制できないです。だからそれはそれぞれの法律に基づいてどうするかっていう話になるので。景観法で全部やることはできません。

(委 員)

さっきのビニールハウスの大きい小さいに関わらず、見た目を良くしてほしいというのは、景観としては同じように考えるべきなのか。

(班 長)

先ほどおっしゃられたように、ビニールハウスって規格品なので、色付けるとかそんなのはできないですね。

(委 員)

破れてビラビラしているのはみっともないですよ、それは小さい大きいに関わらずきちんとやったほうがいい。

(事務局)

そこら辺は農政の担当が地主さんにちょくちょく言っているみたいですけど、やはり処分するとなるとお金がかかりますから。

(委 員)

景観というところからも言えます？

(班 長)

いま景観の届け出は、基本的に作るときに届け出させていただきます。維持管理については、届け出対象ではないです。

(委 員)

例えば、障子が破れているお家とか、庭が草ボーボーのお家をどうするだとか。

(班 長)

そういう話になります。例えば建物が空き家になってくると、空き家で景観上見ぐさいよっていう話になれば、それは空き家の特別措置法があって、そちらで景観的にダメなのを特定空き家って形で、町のほうで指導勧告ができるようになっていきます。ただ商業施設は何とも言えないので一応聞いたほうがいい。その辺は宿題ですかね？

(事務局)

はい、宿題にさせてもらいたい。

○3班：(48P～58P) 景観重要建造物、樹木の指定、良好な景観保全と育成、
景観まちづくりの推進

(委 員)

まずはじめに、本日欠席されている委員はなぜ欠席しているのか教えてほしい。会議のはじめに欠席理由を説明すべきではないですか。

(事務局)

本日、欠席されている間瀬委員は、体調不良で欠席と聞いております。

(委 員)

P48の景観整備機構とは何ですか。現在、町にはあるのですか。

(事務局)

景観の育成に質する業務を行うNPOや公益法人を景観整備機構として指定することができる制度です。長野県では「公益社団法人 長野県建築士会」が指定されていますが、現在町には指定されている組織はありません。

(委 員)

参考情報ですが、過去に景観協定をつくる際に、町で反対した人がいて結局景観協定が作られなかった経緯があります。また、景観行政団体となった際は、どのような名称で登録されるのでしょうか。

(事務局)

「松川町」として登録されます。

(委 員)

P49の景観重要樹木は、所有者が分からない場合はどのように維持管理されていくのかが、一つの懸念事項としてあります。

(委 員)

町なかの看板は、大きさなどの差があり、統一してもらった方が良いと思います。P52に統一看板の記載があるが、これはよいと思います。

(委 員)

看板の規制に関する法令はあるのでしょうか。

(事務局)

屋外広告物規制条例といったものがあります。

(委 員)

P48で景観重要建造物、景観重要樹木は所有者や地域、住民からの申請がなければ指定はしないのでしょうか。

(委 員)

P50の景観重要樹木の検討候補案はどういった過程で抽出したのかが分かりません。

(事務局)

このリストはこれまでに開催してきたWSで住民の方にいただいた意見等をもとに抽出しました。

(委 員)

これまでの委員会の会議録やWSの結果等が分からないので、情報を公開してほしいと思います。

(事務局)

検討します。

(委 員)

計画策定に関して、今までの経過や今後の計画が分からないので、説明が必要ではないでしょうか。

(委 員)

景観重要建造物及び景観重要樹木が指定された後、どのように管理していくのかが分かりづらい。そのあたりをもう少し細かく記載しなくてもよいのでしょうか。

(委 員)

P52 の統一看板について、町の案内看板のデザインはグレードが高いもので、町に来た人が感動してもらえるようなものがよいと思います。

(委 員)

P57 の住民協定は、法律よりも細かいルールを定めていくのでしょうか。そもそも景観法があるので、住民協定はいらないのではないのでしょうか。

(委 員)

P57 の住民協定は、ある程度細かいルールを決める必要があると思うが、それによって商売など経済活動の妨げになることは好ましくないと思います。

(委 員)

P58 の景観審議会は、景観協議会とは異なる組織ですか。同一の組織ですか。

(委 員)

P58 の「9-5. 景観計画の見直しについて」で概ね 10 年と記載があるが、これは長すぎると思います。せめて 3 年か 5 年くらいがよいのではないのでしょうか。

(委 員)

P50 の景観重要樹木の検討候補案については、この候補で確定ですか。そうでないのであれば、表現方法として、「第一段階としてWS等が出されたもの」といった表現にしておいた方がよいのではないですか。また、指定された後は、樹木の所有者側からすると、拘束力が発生し、維持管理に困るのではないですか。

(2) 班からの発表

<ワークショップ（各班まとめ）>

■ 1 班の報告

範囲【1. 景観法と景観の概要】～【3. 松川町の景観特性】

- ・各地区ごとに良いと思っている写真が載せられていますが、松川町全体としてというのがわからないという意見がありました。松川町の5つの段丘の特徴的な美しい地形に関して加えたほうが良いのではとの意見がありました。
- ・近隣との調和が大事ではないかと。隣の高森町等、さらには伊那谷全体の中での松川町の景観計画という位置付けも大事ではないかという意見がありました。
- ・写真は季節的にきれいなものを載せてもらったほうがいいのではないかと意見がありました。嶺岳寺の彼岸花の写真があると良いと意見がありました。
- ・松川町はお宮の掃除がきちんとされていて、良い景観となっているという意見がありました。
- ・各地区からの山の見え方がわかる写真があれば、比較ができてよいのではないかと意見がありました。
- ・片桐宿、大島宿の立派な松も特徴的な景観のひとつではないかと意見がありました。

■ 2 班の報告

範囲【4. 景観計画の区域】～【6. 行為の制限に関する事項】

- ・区域についてはこのままで良いのではないかとになりました。
- ・“まち”と漢字の“町”、“町民”と“住民”の使い分けについて、基本的には町の行政としての使い分けに準ずるという説明をいただきました。
- ・5つに分けられた地域区分について、景観形成の誘導をどうやっていくのか、上片桐の宿場をどうやったら残せるのかというお話が出ました。景観協定を結ぶとか、都市計画法に基づく地区計画などで対応することで可能ということですが、今後住民の方々のお考えを聞きながら町でどうしていくか育成を進めていくという説明いただきました。
- ・商店街における統一サインのお考えですが、財政的な支援があるのかということについて、今後検討課題というご回答でした。三風の会のような民間主導の取り組みを含め、地域の方が地域の特性を生かした看板を考えてほしいという理念を出しているというご説明でした。
- ・沿道地域について、市街化地域に新たに町道が指定されているということで、規制が強化される地域があるという状況があります。実際にできるのかどうか再検討するということでした。
- ・規制については緩い規制になるということ。地域で残していきたい景観があれば地域のみなさんの合意をいただいて、景観協定、地区計画などで個別に細かく規制をかけて残していきたいということ。緩い規制の内容、区域・エリアを含め再度検討いただくとご回答いただきました。

■ 3 班の報告

範囲【7. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に関する事項】～【9. 景観まちづくりの推進にむけて】

- ・P48「景観整備機構」の説明を受けました。
- ・P49「景観重要建造物等の指定に係る手続き」住民の側からやらなければ、やらないほうが良いという意見がありました。その辺がわからないと意見がありました。
- ・景観重要樹木は決まっているように見えますが、随時募集しているなどわかりやすくなっていれば良いということでした。ワークショップに参加しておらず、ご存じない方もいるので、流れが

わかるようになっていいると良いという意見がありました。

- ・屋外広告物について、所有者がわからず管理されていないものをなんとかできないかという意見がたくさんありました。看板についてはある程度一定性のあるものにして、心地のよいもの、地域の発展につながるものになるように。
- ・P57「景観協定」の法令がある程度の効力を持ちながら、商売上も阻害せず、一緒になってやっていければ良いという意見がありました。
- ・P58「景観審議会」と「景観協議会」の違いの話がありました。計画の見直しについて概ね10年は人も変わるのでは、長くて5年。3年くらいで中間見直しをして、5年目で変えていくほうがいいのではないかという意見がありました。

(3) 計画全体の意見等について

(委員)

看板などの統一サインの推進という表現があるのですが、松川町全体の看板の統一性を考えていただきたい。田園居住地には、観光農園の看板を掲げている方がいますので、農家のみなさんにも意識を持ってこの問題に取り組んでいただきたい。商店街だけに限らず統一のサインを考えていただければと思います。

(事務局)

今後住民のみなさまと打合せ等させていただいて、検討課題とさせていただきます。

(委員)

この町は「くだものの里」ということもありますので、この先どのくらい減るか心配もありますが、今果物を作っている地区（上大島）の景観を残したいという思いがあります。大島区は松川町の玄関としての位置にあり、自然に恵まれた景観ではありますが、それに満足することなく、さらに美しいまちづくりに取り組んでいく地区かと思います。現在建設が進んでいる東裏交差点の北側ですが、かなり大きな商業施設ができていますが、それについてどんな制限をこの計画の中に入れていくのか。建物の周りに樹木など植えてもらいたい希望があります。この計画ができる前ですが、大事なことと思います。景観の育成で町が変わっていくことを印象付けるためにも、印象的な樹木とか花木なども区民の理解を得ながら、植栽していったらいいなと、個人的意見はあります。多くの観光客が訪れるのは秋ですので、果樹だけではなく、沿道にはもみじなどがあればきれいになるだろうと思います。地権者の人にも理解してもらいながら始めていけたらいいと思います。

(委員長)

印象的な樹木等今後住民のみなさんとお話できると良いと思います。

(委員)

P26 優良農地の保全と書かれているのですが、黄色の地区が都市計画図の中で白地地域で建ぺい率が50%という地域が何カ所かありまして、この優良農地の保全ということと、都市計画の中の建ぺい率50%というのが…農地の保全と言いながら都市計画では建ぺい率50%と言っているのが、農地が減っていくことになるのではないかと思います。優良農地の保全ということと建ぺい率の見直しは一緒に考えていただければと思います。

(事務局)

建ぺい率が50%だから農地がなくなっていくのではないかと懸念もありますが、宅地化していくにあたっては農振を外していかなければいけませんので、農地法に基づく転換につきましても厳しいですので、くだもののまち松川と謳っている以上、農地を守っていかなければならないという町全

体の考えもあります。総合計画の重点施策ですので、それは念頭に置きながらの景観計画です。有効的な土地の利用という観点からも、注意して検討すべきところです。建ぺい率の検討はこの段階では難しいかと思いますので、今後の課題としてこの場では返答は控えさせていただきます。

(委員長)

質問者の方よろしいでしょうか？

(委員)

結構です。

(委員長)

農業委員の代表として来ています。P24 の飯田線がパッと見てわからないというのがひとつ。「リニアを見据えた」という最初の文面の中で、リニアが入ってくるイメージがないです。リニアが入ってくるとことは道が広くなる。飯田の方は道が4車線になるという話を聞いています。そうなると高森松川あたりはこのまま10年後もいくのかと…構想がここだけ区切っているのかというイメージがします。9年後といえど道を考えているのかなと思っていたので、今後どうしていくのですか？それで景観も当然変わってくるのではないのかと。

(事務局)

松川町におきましては、昨年7月に飯島町、中川村、高森町、松川町で153号線の期成同盟会を立ち上げております。リニアは国道沿いのダイナムあたり？より北側の道を道路改良を進めてきております。町として道路改良が何もないということではなく、リニアを迎えるにあたって、近隣町村と進んでいくとご報告させていただきます。飯田線の線については白黒線に修正させていただきます。153号線、飯島飯田線、松川大鹿線の主要道路についてもわかりやすく致します。

(委員長)

天竜川の水色と工業団地の水色が同じで紛らわしいです。それとJRと国道153号線を黒い色で入れていただければわかりやすいと思います。そのほかご意見のある方おねがいします。

(委員)

農業をやっています。道路網の整備がこの景観計画の中になにも載っていないのかなと思って。観光立町とか統一看板にも関連するのですが、景観のひとつとして道路が非常に大事になってくるということで、道路網の整備もどこかで謳っておいていただかないと。インターもあり、上伊那結節の重要な場所に松川町があるわけですが、道路がまだまだ遅れているという風に考えます。景観を創っていくという上でも、道路もぜひ入れていただきたい。有効な道路が結節しないと地域景観が良くないと思います。

(事務局)

道路につきましては、景観計画よりも上位計画の都市計画に掲載させていただいております。景観のほうではP53の8-2で少し書いておりますが、重点項目の中のひとつではあります。道路整備計画もあります。そちらで計画されているものですので、あえて景観のほうでそこを謳いはじめるとボリュームがすごくなってしまうのかと思っております。景観計画につきましては、景観審議会を経て、上位の都市計画審議会で審議をされるということですので、計画の中で網羅されているというご理解をいただければと思います。

(委員)

新しい道路が出来ると景観が出てくるわけで、結節をなるべくスムーズにして、松川町は観光立町であり資源の景観立町であるわけですので、ぜひ今後認識を変えていただいてさらに追及していただきたい。

(委 員)

商工会事務局の酒井です。P29 に沿道地域ということで道路からの景観、道路の周り等の景観について記入されていますので、この程度で良いのではないかと思います。

(委員長)

お時間となりましたので、今お聞きになってご意見のある方は事務局へご意見いただきたいと思います。

(事務局)

建設課福島宛てで、3 月 10 日辺りまでにお願ひできればと思います。

(委員長)

協議事項についてはこれで終了いたします。